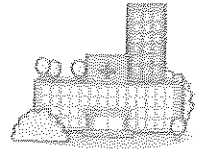


医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 10

— 相続による事業承継 —

遺留分の問題・具体例（その1）

今回は、医療法人の相続における遺留分の問題について、具体的な例を挙げて説明します。

[具体例]

配偶者以外に、医師である相続人の長男A、医師ではない次男Bと長女Cの、計4人の相続人がいる場合で、医療法人の資本金の額が1200万円、医療法人の出資持分の評価額が1億2000万円とします。

この医療法人の資本金は1200万円ですから、資本金1万円が10万円の価値があることとなります。

遺留分の計算

被相続人の遺産が他に存在しないと仮定した場合、次男Bと長女Cの遺留分の額は、次のとおりそれぞれ1000万円となります。

- ①配偶者の法定相続分＝2分の1
 - ②それぞれの子の法定相続分
＝2分の1÷3＝6分の1
 - ③配偶者の遺留分
＝2分の1÷2＝4分の1
 - ④それぞれの子の遺留分
＝6分の1÷2＝12分の1
- 遺産総額×遺留分
＝1億2000万円×12分の1＝1000万円

一般の持分の定めのある医療法人の場合

この医療法人が一般の持分の定めのある社団法人医療法人であり、かつ、定款によって出資持分を相続で取得した場合には、当然に社員となる旨が定められていたとします。

このような状況の下に、被相続人が「医療法人の出資持分のすべてを長男Aに相続させる」との遺言を残して死亡したとします。

この場合、次男Bと長女Cが長男Aに対し、遺留分減殺請求をすると、次男Bと長女Cは、それぞれ、1000万円に相当する出資持分を相続

で取得したこととなります。本件では、資本金1万円は10万円の価値があるので、それぞれ100万円の出資持分を取得することとなります。それに加え、次男Bも長女Cも社員たる地位を取得することとなります。社員の総数は3人ですから、次男Bと長女Cが結託して社員総会を開いた場合、次男Bの知り合いの医師Xを理事長に選任し、医療法人の経営権を握ることも可能ですし、次男Bと長女Cがともに退社をし、医療法人に対し、それぞれ1000万円の出資持分の払い戻しを請求することもできます。医療法人は、土地建物や医療機器を換金するわけにはいきませんので、金融機関から借り入れをしたり運転資金をやり繰りしたりして、合計2000万円を捻出する必要に迫られます。

出資額限度法人の場合

上記と同じ相続人の場合でも、出資額限度法人で、かつ、相続によって社員にはなれず、社員となるためには、社員総会の承認が必要である旨の定款の規定があったとします。

この場合で、被相続人が存命中に長男Aを医療法人の社員としておいた上、上記と同じように「医療法人の出資持分のすべてを長男Aに相続させる」との遺言を作成しておいたとします。

この場合、次男Bと長女Cが長男Aに対し、遺留分減殺請求すると、被相続人の所有していた出資持分のうち、額面で各100万円の出資持分を取得することになりますが、出資額限度法人の出資持分なので、医療法人に対し、各100万円、合計でも200万円の払い戻し請求ができるに過ぎません。社員たる地位を相続するわけではないので、次男Bも長女Cも社員にはなれません。たった100万円のために紛争を起こすことには心理的な抵抗もありますので、遺留分減殺請求を行使することを断念する可能性は大きいと思います。